

居宅介護支援重要事項説明書

株式会社フィットン

居宅介護支援重要事項説明書

1 指定居宅介護支援事業所まつなみきの概要

居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	指定居宅介護支援事業所まつなみき
所在地	岩手県滝沢市巣子871-1
介護保険指定番号	居宅介護支援(0371600610)
サービス提供地域	滝沢市、盛岡市(玉山地域を除く)、八幡平市

※上記地域以外の方でも、ご希望の方はご相談ください。

2 当事業所が提供するサービス窓口

(1) 連絡先

電話番号	TEL 019-658-8066 FAX 019-658-8036 ※必要に応じて相談に対応いたします。
担当	介護支援専門員

※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

(2) 営業日、営業時間

月～金曜日	午前8時30分～午後5時30分
休業日	土曜日、日曜日、祝祭日 8月13日～16日、12月31日～1月3日

※緊急連絡先電話番号 019-658-8066(24時間受付中)

(3) 職員体制

職種	職名	勤務形態	員数	勤務内容
管理者	主任介護支援専門員	常勤勤務	1	・運営管理 ・居宅介護支援の提供 ・介護支援専門員指導 等々
介護支援専門員	介護支援専門員	常勤専従	1以上	居宅介護支援の提供

3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ①相談(申し込み) : 利用者やご家族と面談し、ご意向を確認します。
- ②契 約 : 重要事項を説明し、同意を確認した上で契約致します。
- ③居 宅 の 届 け 出 : 保険者に「居宅サービス計画作成依頼書」を申請します。
- ④原 案 作 成 : ご希望やご意向にそって居宅サービス計画原案を作成します。
- ⑤説 明 合 意 書 : サービス担当者会議により原案に同意をいただきます。
- ⑥サ ー ビ ス 開 始 : 計画にそってサービスをご利用頂きます。
- ⑦モ ニ タ リ ン グ : 定期的な訪問や相談援助等の支援を致します。

4 料金

① 利用料金

要介護認定を受けられた方は、原則として介護保険制度から支払われますので自己負担はありません。

※保険料の滞納により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、要介護に応じた金額を請求させていただきます。お支払いの際に発行される領収書とサービス提供書を、後日保険者担当課に申請することで全額払い戻しを受けられます。

② 交通費

- ・前記1のサービスを提供する地域にお住まいの方は、無料です。
- ・それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するため交通費の実費が必要となり、事前に文章で説明させていただき、同意を得たうえで徴収します。

※サービスを提供する地域を超えた地点から片道概ね10km未満 210円

※サービスを提供する地域を超えた地点から片道概ね10km以上 410円

③ 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができます。その際、料金は一切かかりません。

④ 居宅介護支援費

1か月あたり(令和6年4月改訂)

居 宅 介 護 支 援 費 (I) (4 5 件 未 満)	要介護1・2	10,860円
	要介護3・4・5	14,110円
居 宅 介 護 支 援 費 (II) (4 5 件 以 上 6 0 件 未 満)	要介護1・2	5,440円
	要介護3・4・5	7,040円
居 宅 介 護 支 援 費 (III) (6 0 件 以 上)	要介護1・2	3,260円
	要介護3・4・5	4,220円

初回加算(予防)	3,000 円	新規にケアプランを策定した場合および要介護区分が 2 段階以上変更された場合(初回付きのみ)
入院時情報連携加算	I : 2,500 円 II : 2,000 円	入院後、一定期間以内に病院等の職員に対して必要な情報提供を行った場合
退院・退所加算	I : イ 4,500 円 □ 6,000 円 II : イ 6,000 円 □ 7,500 円 III : 9,000 円	当該病院・施設等の職員と面談を行い、必要な情報提供を受けケアプランを作成し、サービス利用に関する調整を行った場合
緊急時居宅カンファレンス加算	2,000 円	医療機関等の求めに応じ、居宅でカンファレンスに参加し居宅サービス等の調節を行った場合(1ヵ月2回目)
通院時連携加算	500 円	利用者が病院・診療所の診察時に必要な時に介護支援専門員が同席し、医師から情報提供を受けた場合記録する。
ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円	在宅看取りを希望されている利用者の同意が得られ、24時間連絡体制を確保し必要な居宅介護支援を行う事ができる場合
特定事業所加算	I : 5,190 円 II : 4,210 円 III : 3,230 円 (A): 1,140 円	常勤専従の主任介護専門員および介護支援専門員を、一定以上配置し、算定基準を満たしている場合
運営基準減算	所定単位数の50%	ケアマネジメントに係るサービス担当者会議やモニタリングの実施を適切に実施しない場合、サービス事業所を複数紹介しなかった場合
特定業所集中減算	同一事業所提供の80%以上、1月につき 2,000 円減算	前6月に作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与回数を情報公表システムに6月毎に入力し公表しなければならない。上記介護サービスが同一事業者によって提供された割合が80%を超えた場合
同一建物減算	所定単位数の95%で算定	事業所と同一の建物の利用者、またはこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上に提供する場合
介護職員処遇改善加算	所定単位数の2.1%を加算	令和 8 年度特例要件(生産性向上や協同化の取り組み)を満たした場合に算定

5 介護保険サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

- ① お電話でお申し込みください。事業所職員がお伺いします。
- ② 重要事項を説明致します。
- ③ サービス提供の同意を頂いた後、契約を締結しサービスの提供を開始します。

(2)サービスの終了

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合は、お申し出くださればいつでも解約できます。
- ② 人員不足等のやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了 1 か月前までに文章で通知するとともに、他の居宅介護支援事業所をご紹介致します。

③ 自動終了

以下の場合は事業者からの通知がなくても、その事由に該当した日の翌日、自動的にサービスを終了します。

- ・介護保険施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型サービス(小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着特定施設入居者生活介護、地域密着型介護福祉入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護)を利用した場合
- ・要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・お亡くなりになった場合
- ・6月介護サービス利用がなかった場合は、意向を確認した後、終了させていただきます。

④ そのほか

利用者様や家族様などが事業者や事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為(ハラスメントに該当する行為)を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了、契約解除の手続きをさせていただきます。

6 事業所の居宅介護支援の特徴

(1) 事業の目的

介護保険の基本理念を尊重し、利用者様が可能な限り居宅で尊厳のある生活が送れるよう、適切な居宅介護支援を提供致します。

(2) 運営方針

- ①利用者様が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう、そのおかれている環境等に配慮し、利用者様の選択に基づき、適切な保険・医療・福祉サービスが多種多様な事業者から、総合かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

- ②利用者様の意思および人格を尊重し、常に利用者様の立場にたって提供されるサービス等が、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように公正中立に行います。
- ③指定居宅介護支援の業務にあたっては、利用者様や家族様に対してサービス計画に位置付ける事業所について複数紹介したうえで、当該事業所を選定した理由について説明致します。
- ④住み慣れた地域での生活を包括的に支援できるよう、居宅介護支援情報を医療機関等へ提供することで情報の共有を図ります。居宅での療養上必要な情報を提供し、居宅サービス等の利用に調整を行います。

(3) 居宅介護支援の実施概要等

- ①利用者様本位を実践するために、評価項目に利用者様と家族様の希望を優先します。
- ②介護計画書は、十分な説明を行い、同意を求めます。

(4) 虐待防止の為の措置に関する事項

事業所は、利用者様の人権の擁護、虐待防止の為、次の措置を行います。

- ①虐待防止に関する責任者の選定および設置
- ②成年後見人制度の利用支援
- ③介護支援専門員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施
- ④虐待防止の為の対策を検討する委員会の定期的な開催および、その結果について従業員への周知徹底

(5) 苦情・ハラスメント処理

事業所は、提供した指定居宅介護支援または自らが居宅サービス計画に位置付けたまたはその家族様等指定居宅サービス等に対する者からの苦情・ハラスメント行為に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとします。

(6) 身体拘束防止のための措置

事業所は、利用者様または他の利用者様等の生命または身体を保護する為、緊急をやむを得ない場合を除き身体拘束は行わないものとします。やむを得ず、身体拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者様の心身の状況ならびに緊急をやむを得ない理由を記録することとします。

(7) 業務継続計画策定に関する事項

事業所は、感染症や非常災害時の発生において利用者様に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務開始を図るため業務継続計画書を作成します。当該業務継続計画書に従い、必要な措置を講ずるものとします。

7 事故発生時の対応

- (1) 利用者様に対するサービス提供にあたって万一事故が発生した場合には、速やかに事業者は、利用者の家族様および市町村などに連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。
- (2) サービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行います。

8 秘密厳守

事業者および事業所の職員は、サービスを提供する上で知りえた利用者様および家族様に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。

この守秘義務は契約終了後、従業者でなくなった後においても同様です。

9 居宅サービス計画に位置付けるサービス事業所について

利用者様の意思に基づいた居宅介護支援契約書であることを確保するためや、利用者様や家族様は、居宅介護サービスに位置付けるサービス事業所について、次のことを求めることができます。

- ① 複数のサービス事業の紹介
- ② 当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由の説明

また、病院・診療所へ入院する必要がある場合は、担当介護支援専門員の氏名および連絡先について、医療機関担当者へ情報提供して下さるようご協力をお願い致します。

10 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてご相談・苦情を承ります。

・苦情受付担当者：山田 豊
・電話番号：019-658-8066

(2) その他の相談・苦情窓口

事業所以外に、下記へ相談・苦情を伝えることができます。

・盛岡市介護保険課：019-626-7581
・滝沢市高齢者福祉課：019-656-6521
・盛岡市北部行政事務組合：019-574-2716
・岩手県国民健康保険団体連合会：019-604-6700

11 当事者の概要

名 称 ・ 法 人 種 別	株式会社フィットン
代 表 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 熊林 秀智
本 部 所 在 地	岩手県滝沢市巣子871-1
電 話 番 号	019-656-7337

・定款の目的に定めた事業

- 1 一般労働者派遣事業および特定労働者派遣事業
- 2 紹介予定派遣事業および有料職業紹介
- 3 工場・物流等における請負事業および派遣事業
- 4 インターネット、携帯情報端末等を活用した広告および通信販売業
- 5 電気工具、建築資材の販売および修理
- 6 エクステリアの工事業
- 7 生命保険の募集に関する業務、損害保険代理業および自動車損害賠償法に基づく保険代理業務
- 8 不動産に関するコンサルティングおよび不動産の企画、開発、売買、賃貸仲介ならびに管理する業務
- 9 一般乗用旅客自動車運送および福祉輸送事業
- 10 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- 11 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- 12 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- 13 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
- 14 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- 15 介護保険法に基づく第一号介護予防支援事業
- 16 介護保険法に基づく第一号訪問支援事業
- 17 介護保険法に基づく第一号通所支援事業
- 18 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の経営
- 19 介護員養成研修事業
- 20 前各号に付帯する一切の業務

居宅介護支援の提供にあたり、利用者様に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。説明を受け、サービス提供開始について同意します。

令和 年 月 日

事業所

<住 所> 岩手県滝沢市巣子871-1

<事業所名> 指定居宅介護支援事業所 まつなみさ

<説明員>

氏名 _____ ⑩

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

令和 年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____ ⑩

代理人

住所 _____

氏名(続柄) _____ ⑩